

# 遠距離通学等による通学費支援

遠距離通学等による高額通学費の一部を補助します！  
申請期間は令和8年7月から令和8年12月末まで！！  
令和8年4月から令和9年3月までの通学費が支援対象

## ◎ 対象者（①～③の全てに該当）

### ①所得要件を満たす方

（※1）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の  
4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※1）

#### 【計算式】

令和8年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

### ②通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の 1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える方

### ③他の通学費支援（※2）を受けていない 高校生、県立中学生（※3）、私立中学生

※2 県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など。

※3 県立の中高は教育支援課（098-866-2116）に確認して下さい。

## ◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※4）が  
15,000円（基準額）を超える場合に、15,000円を超える部分を補助（※5）

※4 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※5 100円未満切り捨て

## ◎ 申請方法

## 今年度も電子申請を原則とします！

右のQRコードを読み込み、  
沖縄県電子申請サービスで申請してください。

※まずは交付申請から行ってください。



紙書類での提出を希望する場合は、学校事務室に提出してください。

※申請様式等は、学校事務室で配布または  
沖縄県総務私学課のHPに掲載をしています。

沖縄県電子申請サービス  
（交付申請）

※申請時には、通学定期券・通学回数券の領収書、

高速バス回数券の表紙が必要です。捨てずに保管しておいてください。

【お問い合わせ】 総務私学課 098-866-2074

## ◎ 手続きのながれ(2つ行う必要があります。)

【申請者】



**01**

**交付申請**



**02**

**請求申請**

対象の要件を満たす場合、  
それらを確認できる書類等  
をご準備の上、申請を行う。  
(※1)

01で交付決定がなされた申  
請者は、R8.4月～R9.3月まで  
に購入した定期券等の領収  
書をご準備の上、補助金を  
請求する。(年に2回)  
(※2)

※1 月の通学費が15,000円を超えるかどうかを  
確認することが目的のため、  
1か月にかかる通学定期券等の領収書の写し  
を添付すること。(複数月の領収書は不要。)

※2 年度末にまとめて請求も可

### 申請後のながれと考え方

**01 交付申請**に対し、総務私学課にて審査を行い、要件を満たすと認めた場合、補助金の交付決定を行う。(紙で通知)

👉 資格を審査し、年間の交付額(予定)を通知。

**02 補助金の交付対象となる経費**(月15,000円を超える部分)の請求をうけて、最終的な補助金額(交付額)の確定を行う。

👉 補助額の請求。これに基づき、県は支出を行う。

【お問い合わせ】 総務私学課 098-866-2074